



請願第 1 号

教職員の長時間過密労働の解消にむけ意見書提出を求める請願書

2019年2月19日

二本松市議会議長 本多勝実 様

請願者 住 所 [Redacted]

氏 名 福島県教職員組合安達支部 支部長 渡邊ルリ子 [Redacted]



紹介議員

菅野 明



教職員の長時間過密労働の解消にむけ意見書提出を求めることについて

請願趣旨

中央教育審議会（以下中教審）は、本年1月25日に第121回総会を開き、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」）をまとめ、文部科学大臣に提出しました。

「答申」では「地方公務員のうち教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきである」としました。柴山文科大臣は「答申」を受けて1月29日に教員の働き方改革の推進本部を省内に設置し、初会合を開催しました。

教職員の長時間過密労働の解消のために、教職員定数の抜本的改善は不可欠です。「答申」が示した「1年単位の変形労働時間制」の導入では、文科省が「看過できないとした」教職員の長時間過密労働が解消されるどころか、さらに増大してしまうことが懸念されます。同時に文科省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」は、「原則として時間外勤務を命じない」としている給特法の原則を逸脱し、月45時間、年間360時間、特例的には月100時間、年間720時間の時間外勤務を認めるというものです。

中教審の議論の中で中教審委員からも意見が出されているように、教員一人当たりの授業時数を適正な水準まで引き下げ、必要とする教員の増員をはかることなしには、今日の教員の長時間過密労働の解消につながりません。

また、様々な臨時的任用職員の配置で対応していくことが盛り込まれていますが、「いじめ」や「不登校」、「問題行動」、あるいは、子どもの貧困や発達障がいをかかえる児童生徒へのきめ細かな対応が必要になっています。一人ひとりの子どもたちに寄り添い向き合って、保護者の願いの応える学校としていくためには、福島県が県の事業として行っている小中学校全学年の少人数学級編制を国の制度として改善することが求められます。そして、教員だけではなく、養護教諭や学校事務職員、栄養職員等を含め、教職員定数の抜本的改善が必要です。

以上の理由から、二本松市議会が地方自治法第99条の規定により、関係諸機関に意見書を提出していただくことをお願いいたします。

請願事項

1. 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書を提出していただくこと。

以 上

(意見書案)

教職員の長時間過密労働の解消にむけた意見書

本年1月25日、中央教育審議会は、総会を開催し、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」）をまとめ、文部科学大臣に提出しました。

文部科学省が「看過できない」としてきた教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠です。「答申」で示された「1年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念されます。さらに児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねません。

すべての子どもたちと向き合い教職員がゆとりをもって教育活動を進めるため、下記の改善をはかられるよう願うものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

記

1. 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。
2. 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。

平成31年3月 日

福島県二本松市議会

(以下の各大臣宛に)

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様